

液化石油ガス関係事故対応要領等の一部改正について

令和5年3月16日
ガ ス 安 全 室
高 圧 ガ ス 保 安 室

1. 背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号。以下「第12次地方分権一括法」という。）の施行により、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）における都道府県知事の事務及び権限は、一部を除き、令和5年4月1日から指定都市の長に委譲されることとなった。

これに伴い、事故対応の主体等が変更となるため、液化石油ガス事故対応要領及び高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領を一部改正することとする。

2. 主な改正内容

事故対応の主体の変更に係る一例として、従来、指定都市において液化石油ガス法に係る事故が発生した場合、事故が発生した地域を管轄する都道府県に対して事故報告が届け出られていたが、第12次地方分権一括法の施行に伴い、先述の事故が発生した場合は、事故が発生した地域を管轄する指定都市に対して事故報告が届けられることとなる。そのため、指定都市への権限移譲に伴う所要の措置を講ずるものである。

3. スケジュール

今回の改正により、令和5年4月1日以降に発生した事故に関して適用する。ただし、令和5年3月31日以前に発生した事故については、なお従前の例による。